

9章 パフォーマンス評価 9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.2 順守評価



環境に関する法律や外部との約束が守られていることを確認するために仕組みを作って、実施し 維持してください

次のことを行なうこと

- a) 順守確認をする頻度を定める
- b) 順守確認の結果、何らかの処置が必要になった場合には適切に対応すること
(基準外れや基準外れのおそれがある時)
- c) 必要な法律や外部との約束に対する知識と理解を維持すること、社内の状況把握が出来ていること

* 順守評価の結果を記録に残すこと

法規制名	確認	処置	結果
廃棄物処理法	○	-	✓
消防法	×	修正済み	✓
騒音規制法	○	-	✓

順守評価 (頻度を決めて行う)



法規制等の知識と理解
(維持することが前提)

b) の「処置が必要な場合の対応」とは、規制値を外れている場合や外れる恐れのある場合に、適切な対応を取ることを求めている
 c) の「知識と理解を維持する」とは、順守評価をする人の力量の確保を求めている
 これは、法規制等の最新版を参照し、順守項目を理解するとともに社内の状況把握の必要性について示されている
 ※最も重要なことは、順守評価する人が、順守義務と組織への適用に関する具体的な内容について、最新の知識を持っていることを確実にすることである

[JIS Q 14001:2015]

組織は、順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 順守を評価する頻度を決定する
- b) 順守を評価し、必要な場合には、処置をとる。
- c) 順守状況に関する知識及び理解を維持する。

組織は、順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。